

作業停止計画の情報共有の在り方について

2018年2月7日

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会事務局
電力広域的運営推進機関

1. 作業停止計画の情報共有の在り方

- 発電制約が必要な流通設備作業停止計画の情報について、第3回検討会でのご意見を踏まえ、広域機関と一般送配電事業者により、共有件名の再検討を行った。

【①共有件名】

- ◆ 事業者の事業計画や発電機作業時期等の検討を考慮し、以下の件名(and条件)を共有することを基本としてはどうか。

- **広域連系系統**の流通設備停止により発電制約が伴う作業停止計画
- **第3年度目**の作業停止計画
- **発電制約期間が30日程度**
- 以下に該当する場合は、可能な限り第4年度以降を含め共有する。
 - ✓ 第3年度から第4年度に跨る件名
 - ✓ 複数年計画の件名（設備改修を何か年で実施するか等）

第3回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルールに関する検討会 資料3より

【委員ご意見】

- 発電制約期間が30日と記載されているが、我々の停止は1週間といった期間のものもあるので、可能であれば1週間くらいまで縮められないかということ我希望として持っている。



2. 今後のスケジュール

- 情報共有の在り方のルール化について、2018年度下期からの適用を目指し、検討を行うこととする。

<今後の検討スケジュール（案）>

